

居宅介護支援 重要事項説明書

居宅介護支援事業所おはな

1【事業所の所在地】

住所 山口県山口市徳地堀1701

TEL 0835-52-1234

FAX 0835-52-1711

事業所の管理者 野村新一郎

2【事業の目的及び運営の方針】

居宅介護事業所 おはなは、利用者に対し介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力の応じ、自立した日常生活を営むことができるよう居宅サービス計画を作成し、かつ、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

3【職員の職種、員数及び職務内容】

管理者 1名 事業所の職員の管理及び業務の管理を行います。

介護支援専門員 3名以上（うち1名は管理者兼務）

介護保険法に定める介護支援専門員は、利用者へのサービス担当者として、居宅サービス計画の作成及び指定居宅サービス事業者との連絡調整等の居宅介護支援の実務を担当します。

4【営業日及び営業時間】

営業日 月曜日から金曜日まで

ただし、祝祭日、年末年始(12月30日から1月3日)は原則として休みとします。

営業時間 月曜日から金曜日 8時半から17時半まで

5【通常の事業の実施地域】

通常の事業の実施地域は、山口市徳地地区、山口市仁保地区、防府市真尾鈴屋地区、周南市和田地区とします。ただし希望があればこの限りではありません。ご相談ください。なお、通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実額を徴収致します。

自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を超え、1km毎に10円です。

費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文章で説明をした上で、支払いに同意する旨の文章に署名(記名捺印)を受けることとします。

6【指定居宅介護支援の内容及び提供方法】

居宅サービス計画の作成及び決定

- ① 事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- ② 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者またはその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- ③ 介護支援専門員は、利用者及びその家族のおかれた状況等を考慮して、利用者に提

供されるサービスの目標その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

- ④ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者、又はその家族に説明します。
- ⑤ 利用者は、(1)サービス事業者の選定にあたって、複数の指定居宅サービス事業者を紹介するよう求めることができるとともに、(2)居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を介護支援専門員に求めることができます。
- ⑥ ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、利用者に、前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合を説明します。

経過及び再評価

- ① 事業者は、居宅サービス計画作成後も、利用者又はその家族と1ヶ月に1回以上は連絡を取ります。また、指定居宅サービス事業者などとも連絡を継続的にとります。
- ② 事業者は、居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者などとの連絡調整を行います。
- ③ 事業者は、利用者の状態について定期的に再評価を行います。
- ④ 利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと事業者が判断した場合、又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望した場合には、事業者が利用者に介護保険施設を紹介します。

居宅サービス計画の変更

- ① 利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

7【利用料等】

指定居宅介護支援を提供した場合の利用料は、原則として利用者負担はありません。

保険料の支払いがない場合等特殊な事情の場合は、厚生大臣が定める基準によります。

8【秘密の保持について】

- ① 当事業所の従事者は、正当な理由がない限り、業務上知りえた利用者及びその家族の情報を第三者に漏らしません。また、当事業所の従事者が退職後、在職中に知りえた利用者及びその家族の情報を漏らすことがないように必要な措置を講じます。
- ② ただし、サービスの提供期間中、利用者にかかるサービス担当者会議などにおいては利用者及び利用者の家族の情報を用います。

9【事故発生時の対応について】

- ① 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族などに連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ② 利用者に対する指定居宅介護支援の提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により、損害すべき事故が発生した場合には、その損害を賠償します。

10【苦情対応について】

- ① 当事業所の提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に対する利用者の要望、苦情に対し迅速かつ適切に対応します。

当事業所の苦情申し立て窓口は下記のとおりです。

TEL 0835-52-1234	FAX 0835-52-1711
担当者 野村 新一郎	携帯

- ② 行政機関その他苦情受付機関

山口県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口

TEL 083-995-1010	
住所 山口市朝田1980番地7	

山口市役所介護保険課

TEL 083-934-2795	FAX;083-934-2647
住所 〒753-0089 山口県山口市亀山町2-1	

防府市役所高齢福祉課

TEL 0835-25-2979	FAX;0835-27-0098
住所 〒747-8501 山口県防府市寿町7-1	

周南市役所高齢者支援課

TEL 0834-22-8467	
住所 〒745-8655 山口県周南市岐山通1-1	

11【虐待の防止】

- ① 当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。
- (1)虐待防止に関する担当者を選定しています。
〔虐待防止に関する担当:野村新一郎〕
 - (2)虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
 - (3)成年後見制度の利用を支援します。
 - (4)苦情解決体制を整備しています。
 - (5)従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ② サービス提供中に、当事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報いたします。

12【居宅介護支援サービスの提供期間について】

- ① このサービスの提供は令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- ② 満了の2日前までに利用者から事業者に対して文章により終了の申し出がない場合は、サービスの提供は自動更新されるものとします。

重要事項説明同意書

(居宅介護支援事業者)

居宅介護支援事業所 おはな 殿

令和 6年 月 日

居宅支援介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

居宅介護支援事業所 おはな

説明者職名

介護支援専門員 氏名 野村早苗 野村新一郎 稗田朱実 江藤マミ

私および私の家族は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護サービス計画の作成および居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者

住所 〒

氏名

印

ご利用者代理人またはご家族

住所 〒

氏名

印

続柄

個人情報使用同意書 (秘密保持)

(居宅介護支援事業者)

居宅介護支援事業所 おはな 殿

私および私の家族は、個人情報の取り扱いについて、以下に記載するとおり、必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1 使用する目的

- (1) 居宅サービス計画にそって円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議および介護支援専門員との連絡調整等において必要な場合
- (2) 利用者が自らの意思によって介護保険施設に入所されることに伴う必要最小限度の情報の提供
- (3) 在宅療養をサポートする病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護事業所その他の関係者と連携を図るため、医療従事者や介護従事者その他の関係者が共有すべき介護情報を含む個人情報の提供

2 使用する事業者の範囲

利用者が提供を受けるすべてのサービス事業者

3 使用する期間

契約で定める期間

4 条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう最新の注意を払うこと
- (2) 個人情報を使用した会議においては、出席者、議事内容等を記録しておくこと

令和 6年 月 日

利用者

住所 〒

氏名 印

ご利用者代理人またはご家族

住所 〒

氏名 印

続柄